

～ 成年後見制度について ～



成年後見制度とは、認知機能の低下や精神疾患などにより物事を判断することが難しい人について、支援者（成年後見人など）を選ぶことで、本人の権利や財産を守ることができる制度です。

成年後見人などは、本人の意思を尊重し、その人にふさわしい生活が送れるようお手伝いをしたり、本人に代わって、契約行為や不動産や預貯金などの財産管理を行うことができます。

例えばこんな不安はありませんか？

- ▶ 高齢者世帯に訪問販売が来て、繰り返し高額な支払いをさせているようだ。
- ▶ 施設入所のため、土地や建物を売却したいが、本人の理解力が低下している。
- ▶ 家族が、本人の財産を使い込んでいるようだ。
- ▶ 今は、自分で判断して財産管理などができているが、今後、財産管理などができなくなったときのことを考えると不安。



成年後見制度を利用するためには、手続きが必要です。

各地区のおたっしゃ本舗や小城市高齢障がい支援課、小城市成年後見サポートセンターでは、成年後見制度についての相談を受け付けています。また、出前講座などで、成年後見制度についての講座も行っています。

詳しく知りたい人、不安がある人など、お気軽にご相談ください

問 小城市成年後見サポートセンター ☎73・2700
小城市畑田750番地 小城保健福祉センター「桜楽館」内

問合せ

小城市の人
おたっしゃ本舗 小城北
小城市723番地24
☎73・2172

三日月町の人
おたっしゃ本舗 小城北
三日月町長神田2312番地2
(小城市役所 高齢障がい支援課内)
☎37・6108

牛津町・芦刈町の人
おたっしゃ本舗 小城南
芦刈町三王崎1522番地
(芦刈保健福祉センター「ひまわり」内)
☎66・6376

3月もの忘れ相談会

認知症サポート医がもの忘れの相談に応じます。

日時：3月18日(火)

①14時～15時

②15時～16時

場所：芦刈保健福祉センター
「ひまわり」

要予約 ☎37・6108

オレンジカフェ・サロンの開催

認知症の人やその家族、地域の人などの相談、交流、つどいの場です。

オレンジカフェ

3月15日(土)

13時30分～15時30分

会場：小城市役所別館
(ゆめりあ北隣)

要予約 ☎37・6108

オレンジサロン

3月3日(月)・17日(月)
10時～15時

会場：ひまわり(芦刈町)

要予約 ☎66・5566

3月8日(土) 10時～13時
会場：孟子会 通所リハビリ

センター(三日月町)

要予約 ☎73・8022

3月5日(水)・19日(水)
10時～15時

会場：きらら(三日月町)

要予約 ☎37・6108

3月26日(水)
10時30分～12時

会場：牛津公民館(牛津町)

要予約 ☎66・1228